

指定施設等における 不在者投票の手引

保 存 版

(令和7年6月作成)

※ この手引は、改正等がない限りおおむね3年ごとの作成・配布となりますので、大切に御使用ください。

福岡県選挙管理委員会
【連絡先】
福岡市博多区東公園7番7号
092-643-3077

不在者投票の管理執行について

不在者投票制度は、一定の事由により投票当日自ら投票所に行って投票することが困難と見込まれる選挙人のために、投票日前においても投票できるような方途を講じた例外的な制度であり、選挙人に対してできる限り投票の機会を与えようとする趣旨で設けられたものであります。

このような趣旨を踏まえつつ、不在者投票については、その手続が一般投票と異なり長期にわたって行われることもあって、選挙の自由、公正の確保、投票の秘密保持という観点から、厳格な事務手続が定められております。

また、不在者投票の管理執行については、従来から各種選挙を通じ、争訟が多く提起され、選挙無効となった事例も散見されるため、特段の慎重さが要求されます。中でも、指定施設における不在者投票については、選挙管理委員会以外で行われることから、事務処理に関する正確な理解と厳正な管理執行が強く求められています。

不在者投票管理者におかれては、多忙な本来の職務に加え、短期間に複雑でかつ多量の事務を行うこととなりますが、選挙の重要性と不在者投票の厳正な管理執行の必要性を十分認識され、事前の準備及び事務従事者の指導等に万全を期されるとともに、選挙の公正な実施の確保に向けて、市区町村の選挙管理委員会が選定した外部立会人の立ち会いにつきましても、積極的に取り組まれますようお願いいたします。

また、不在者投票の管理執行に当たっては、過去の経験や思い込みによって処理することなく、本手引書や関係法令等を十分に熟知し研究されるとともに、疑問の点については、県選挙管理委員会又は所在地市区町村の選挙管理委員会に確認をとって、誤りがなく、不正や疑惑を招くことのないような適切な事務処理をされるようお願いいたします。

福岡県選挙管理委員会

目次

I	指定施設等において不在者投票をすることができる人	1
II	不在者投票のできる期間	1
III	不在者投票管理者について	2
1	不在者投票管理者の主な職務	2
2	地位利用の選挙運動の禁止	2
IV	不在者投票の事務処理	2
1	投票用紙等の請求	2
2	不在者投票立会人等の選任	5
3	投票記載場所（投票会場）の設備	6
4	投票の実施	7
5	選挙管理委員会への送致	10
6	不在者投票特別経費の請求	11
V	外部立会人の選任について	12
1	外部立会人の選任手続イメージ	12
2	外部立会人の選任に係る注意点	13
3	外部立会人に支払う報酬等の計算方法	13
4	外部立会人の選任に係る経費の請求	14
VI	施設の名称変更、移転等に伴う届出について	15
VII	不在者投票の方法（概略）	16
VIII	公職選挙法（抜粋）	17
IX	福岡県内市区町村一覧表	18
X	様式集	20

I. 指定施設等において不在者投票をすることができる人

指定施設等（※1）に入院・入所中で、当該選挙の区域となっている市区町村の選挙人名簿に登録されている人。

ただし、入院・入所中の施設が選挙人の属する投票区内にある場合は、

① 歩行が困難な人（※2）

② 選挙期日当日に仕事や用事等で投票所へ行くことが出来ない人

のいずれかに該当する必要がある。

※1 「指定施設等」

・ 県選挙管理委員会が指定する以下の施設

病院、老人ホーム、原子爆弾被爆者養護ホーム、身体障がい者支援施設、保護施設

・ 法令で定められた以下の施設

国立保養所、労災リハビリテーション作業所

刑事施設、労役場、監置場、警察留置場、少年院、少年鑑別所、婦人補導院

※2 「歩行が困難」…投票所に一人で歩いて行けない程度のこと。

II. 不在者投票のできる期間

不在者投票は、選挙期日の公示（告示）の日（※下表のとおり）の翌日から選挙期日の前日までの期間中、土日、祝日を問わず、午前8時30分から午後5時までの時間帯に行うことができる（最高裁判所裁判官国民審査について、国民審査の告示前4日以内に新たに審査対象となる裁判官が任命される等した場合には、不在者投票のできる期間は、審査期日前7日以内から審査期日の前日までである。）。

※ 本来業務の都合上、上記の期間のうちの1日を不在者投票日に指定して、まとめて投票を行うことは差し支えない。ただし、指定した日以外にも投票したい旨の申出があった場合は、上記期間中である限り、その申出に応じなければならない。

選挙等の種類	公示（告示）日
衆議院議員選挙	選挙期日の12日前まで
最高裁判所裁判官国民審査	審査期日の12日前まで
参議院議員選挙	選挙期日の17日前まで
都道府県知事及び政令指定都市の市長選挙	〃 17日前まで
都道府県議会議員及び政令指定都市議会議員選挙	〃 9日前まで
市長及び市議会議員選挙（政令指定都市以外）	〃 7日前まで
町村長及び町村議会議員選挙	〃 5日前まで

III. 不在者投票管理者について

不在者投票管理者は、不在者投票に関する手続の全てについて最終的な決定権を持つ者であり、不在者投票事務に従事する者を指揮監督し、不在者投票事務全般を管理執行するのが役目となる。

指定施設等における不在者投票については、当該施設の長が不在者投票管理者となる（警察留置場については留置業務管理者）。

※ 施設の長が候補者となった場合又は外国人である場合は、不在者投票管理者となることができない（このような場合は、職務を代理すべき者が不在者投票管理者となる。）。

1 不在者投票管理者の主な職務

- ① 請求 …選挙人の依頼があった場合に投票用紙等を請求（代理請求）
- ② 選任 …不在者投票立会人の選任
- ③ 設備 …不在者投票記載所の適正な設備
- ④ 点検 …投票用紙、不在者投票用封筒等の点検
- ⑤ 交付 …市区町村の選管から受け取った投票用紙等を選挙人に交付（代理請求の場合）
- ⑥ 決定 …代理投票の許否の決定
- ⑦ 送致 …投票の終わった不在者投票の市区町村選管委員長への送致

2 地位利用の選挙運動の禁止

不在者投票管理者は、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

IV. 不在者投票の事務処理

1 投票用紙等の請求

投票用紙等の請求方法

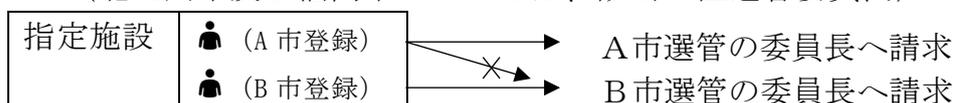
{	本人請求：本人（選挙人）自ら請求するもの
	代理請求： <u>本人（選挙人）の依頼に基づき施設の長（不在者投票管理者）から請求するもの</u>

(1) 代理請求の場合

ア 請求先

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選管の委員長。

（北九州市及び福岡市については、該当の区選管委員長）



イ 請求手続

- ① 一般的な代理請求 … 不在者投票実施連絡票及び請求書
(様式1及び2)

<留意点>

- ・代理請求は、本人(選挙人)の依頼に基づいて行う必要があり、投票の意思がない者についての請求はできない。また、代理請求の依頼は文書により行ってもらうことが望ましい(様式は任意)。
 - ・請求は、直接又は郵便等によること(電子メールやFAXは不可)。
 - ・点字投票の申出があった場合は請求書の備考欄の「点字」を○で囲むこと。
- ② 福岡県内で他の市町村に住所を移した選挙人が、県知事又は県議会議員選挙において不在者投票をするときの代理請求(P.4<参考>②を参照)

様式1及び2

+

引き続き県内に住所を有することの確認申請等

<留意点>

- ・県知事又は県議会議員選挙において「引き続き県内に住所を有することの確認」を申請しようとする場合は申請書の備考欄の「引続居住」を○で囲むこと。

ウ 交付されるもの

投票用紙、不在者投票用封筒(内封筒(様式4)、外封筒(様式5))

★注意★

投票用紙の紛失等の事故を未然に防ぐため、投票用紙等の請求～投票～送致は、計画的に行い、不必要に投票用紙等を施設の管理下に置かないこと。

また、投票用紙等の請求にあつては、不在者投票実施連絡票(様式1)を請求書(様式2)と併せて作成し、請求先の市区町村へ提出すること。

(2) 本人請求の場合(参考)

ア 請求先

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市区町村選管の委員長
(北九州市及び福岡市については、該当の区選管委員長)
このとき、指定施設等で投票する旨を委員長に申し出ること。

イ 請求手続

- ① 一般的な本人請求 … 請求書・宣誓書(様式3)
- ② 福岡県内で他の市町村に住所を移した選挙人が、県知事又は県議会議員選挙において不在者投票をするときの本人請求(P.4<参考>②を参照)

様式3

+

引き続き県内に住所を有することの確認申請等

ウ 交付されるもの

投票用紙、不在者投票用封筒(内封筒(様式4)、外封筒(様式5))
不在者投票証明書

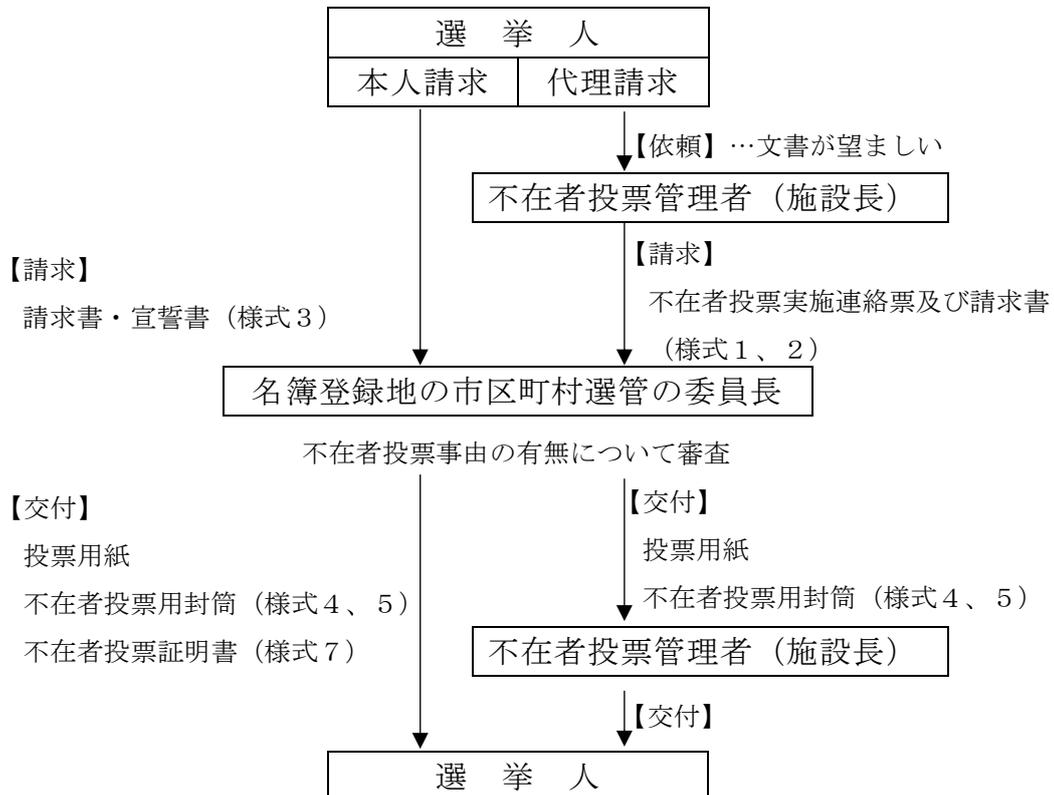
＜参考＞「現住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」が異なる場合

移転先の市区町村の選挙人名簿に登録されるには、住民票が作成された日（転入の届出をした日）から引き続き3箇月以上、その市区町村の住民基本台帳に記録されている必要がある。また、前住所地の市区町村の選挙人名簿からは、転出して4箇月経過後に抹消される。

そのため、住所を移転して3箇月経たない場合の取扱いについては、おおむね次のとおりとなる。

- ① 国の選挙等（衆議院議員、参議院議員、最高裁判所裁判官国民審査）の場合
前住所地の市区町村で投票することができる。投票用紙等は、前住所地の市区町村選挙管理委員会に請求する。
- ② 県の選挙（知事・県議会議員）の場合
同一県内の他の市区町村へ移転した場合は、前住所地の市区町村で投票できる。投票用紙等は、前住所地の市区町村選挙管理委員会に請求する。請求をする際は「引き続き県内に住所を有することの確認申請」等の添付が必要となる。
- ③ 市町村選挙（市町村長・市町村議会議員）の場合
現住所地、前住所地どちらの市町村の選挙にも投票することができない。

《 投票用紙等の請求 》



2 不在者投票立会人等の選任

不在者投票を管理執行する場合には、最低でも次の人たちが必要であり、不在者投票管理者が②、③を選任する。

① 不在者投票管理者	1人
② 不在者投票立会人	1人
(代理投票の場合はさらに)	
③ 補 助 者	2人

※①、②、③の職務を兼ねることはできない。

(1) 不在者投票立会人の選任

人 数	最低1人 人数に制限なし
資 格	日本国民で年齢満18歳以上の者（施設が所在する市区町村に居住している必要はない。）
職 務	不正防止のための投票監視（不在者投票の事務に携わることはできない。）
注 意	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>不在者投票立会人を欠くと不在者投票は無効となる。</u> ・ 不在者投票管理者、代理投票補助者及び事務従事者と兼務できない。仮に兼務した場合は、その不在者投票は、不在者投票立会人を欠いたものとして無効となる。 ・ 市区町村選管が選定する者など、公正な第三者を選任すること（施設外部の者が望ましい。）。

※ 立会人に市区町村選管が選定する者を使用する場合には、「V 外部立会人の選任について」を参照すること。

(2) 代理投票の補助者の選任

不在者投票管理者は、選挙人から代理投票の申出があった場合、不在者投票立会人の意見を聞いて、投票に係る事務従事者の中から選任すること。

人 数	2人（代理記載人：1人、代理記載の立会人：1人）
資 格	投票に係る事務従事者
職 務	代理記載人：選挙人の指示する候補者等を記載すること。 代理記載の立会人：代理記載人が記載する際に立ち会うこと。
注 意	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公正な第三者を選任すること。 ・ 不在者投票管理者及び不在者投票立会人と兼務できない。

<参考>投票事務従事者の職務

不在者投票管理者の管理執行のもと、投票事務に従事する（受付（選挙人本人であることの確認）、投票用紙等の交付・点検、投票用紙封入後の不在者投票用封筒の確認及び受領等）。

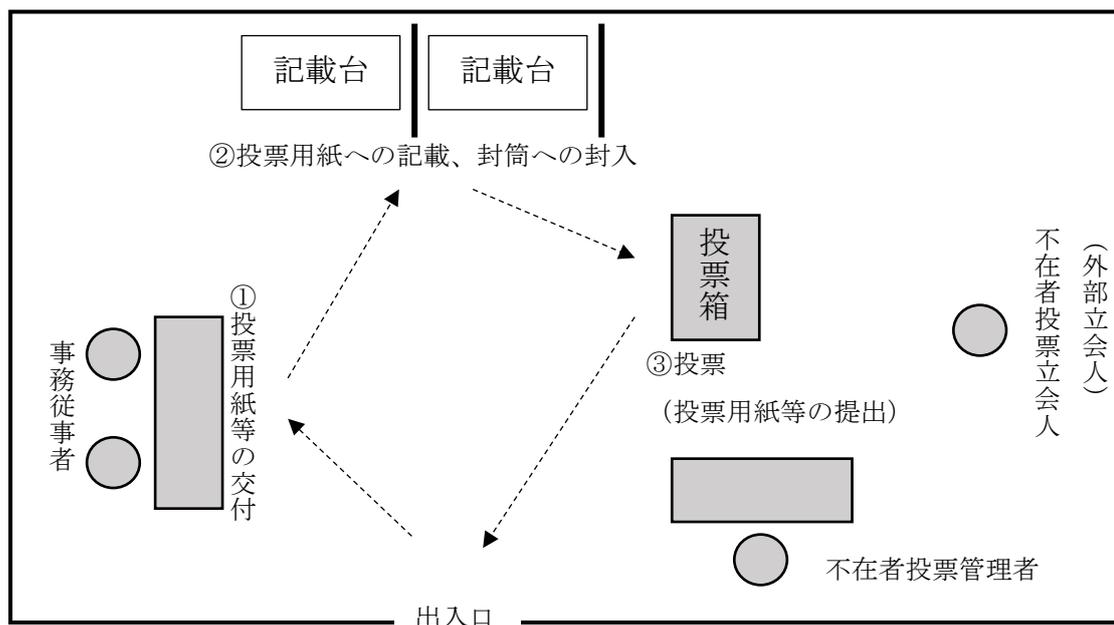
3 投票記載場所（投票会場）の設備

施設における不在者投票であっても、市区町村の選挙管理委員会が設置している投票所に準じた会場を用意する必要がある。投票を円滑に管理執行するとともに、投票の秘密保持の観点から他人が選挙人の投票記載を見ることができないようにするため、また、投票用紙の交換その他の不正が行われることを防止するために、次のことに配慮すること。

- ① 不特定多数の者の出入りがなく、外部（部屋の外）から中が見えない部屋であること（窓などがある場合は、カーテン等で目隠しできること。）。
- ② 投票用紙に記載するための机等を記載台として設置し、他人が選挙人の投票を見ることができないように間仕切りを設ける等の配慮をすること。
- ③ 会場内の記載台と会場に常駐する管理者等との間に適当な距離をとることができ、投票立会人が全体を見通すことができる部屋であること。
- ④ 車いすが出入りでき、会場内を不自由なく動くことができる部屋であること。
- ⑤ 投票記載場所には筆記具のほか、投票用紙封入用の糊も用意しておくこと。
- ⑥ 法令により制限されているため、選挙運動用ポスター等の候補者の氏名等が記載された文書図画を投票記載場所（投票会場）内に掲示しないこと。

※ ただし、選挙人から候補者の氏名を確認したい旨の申出があった場合は、投票記載場所以外の場所で、選挙公報や候補者の氏名が正確に記載された新聞等（候補者を平等に取り扱ったもの）を閲覧させて差し支えない。

投票記載場所の配置（参考例）



4 投票の実施

(1) 点検

不在者投票管理者は、投票の前に次のことを点検（確認）すること。

ア 代理請求の場合、本人請求の場合共通

- ① 投票する人が選挙人本人であるか
- ② 投票用紙の点検
 - ・ 所定の投票用紙であるか
 - ・ 破損又は汚損していないか

イ 本人請求の場合のみ（参考）

- ① 投票用紙の点検（上記ア②に加えて行うもの）
候補者の氏名等が事前に記載されていないか
※ 投票用紙に候補者の氏名等が事前に記載されているときは、当該選挙人に交付された投票用紙等を名簿登録地の市区町村選管の委員長に返還し、それと引き換えに新しい投票用紙等の再交付の申請をさせた上、所定の不在者投票を行わせること。
- ② 不在者投票証明書（様式7）の点検
不在者投票証明書…本人請求の場合に選管から交付される。封筒のまま提出させ、その封筒を開き、これを点検・確認した後、投票させる。

【点検（確認）事項】

- ・ 不在者投票証明書の封筒が開封されていないか。
※ 既に開封されているときは、選挙人が誤って開封したかどうかを問わず投票させることはできない。
- ・ 不在者投票をする指定施設と不在者投票証明書の「投票をしようとする病院老人ホームその他の施設の名称」とが一致しているか。
※ 投票をしようとする施設の名称と一致しないときにも投票させてよいが、選挙人にその理由を聞き、不在者投票証明書の余白に記録する等の措置をとること。
- ・ その他の記載事項に誤りはないか。

(2) 交付

ア 代理請求の場合

不在者投票管理者に市区町村から交付された投票用紙・不在者投票用封筒を選挙人に交付すること。

- ※ 請求書（様式2）と照合し、選挙人を誤って交付することがないように注意すること。
- ※ 点字投票の場合は、一般の投票用紙と異なるので、交付間違いのないように注意すること。
- ※ 2つ以上の選挙が同時に行われるときは、投票用紙と不在者投票用封筒の

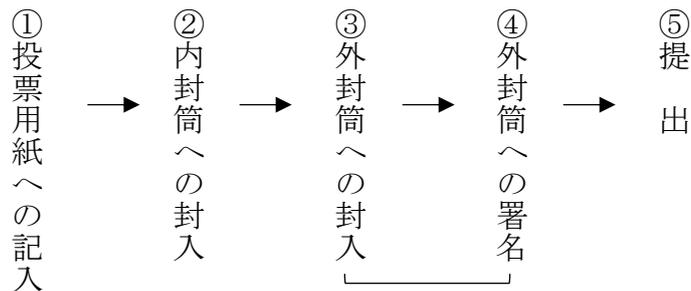
組み合わせを間違えないよう注意し、選挙ごとの投票の手順についても説明を行うこと。はじめに1つの選挙を終えてから、別の選挙の投票用紙等を交付すると、間違いを防ぐことができる。

イ 本人請求の場合（参考）

本人に直接交付されるので内容を点検（P. 7 (1)を参照）し、不在者投票証明書以外を渡す（不在者投票証明書は投票の送致の際と一緒に選管に送付する。）。

ウ 投票

選挙人の投票は次のとおり行う（全て選挙人が自ら行うこと）。



※点字投票の場合は④→③の順に行うこと。

選挙人が、

① 投票用紙に次の事項を記載する。

【衆議院議員選挙の場合】

- ・小選挙区選挙…候補者1人の氏名を記載する。
- ・比例代表選挙…政党等の名称（略称でも可）を1つ記載する。

【参議院議員選挙の場合】

- ・選挙区選挙…候補者1人の氏名を記載する。
- ・比例代表選挙…参議院名簿掲載者1人の氏名か、政党等の名称（略称でも可）を1つ記載する。

【上記以外の選挙の場合】

候補者1人の氏名を記載する。

【最高裁判所裁判官国民審査の場合】

やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名の上の欄に×をつける。やめさせなくてもよいと思う裁判官については何も書かない。

※ 国民審査における点字投票は、やめさせた方がよいと思う裁判官の氏名を点字で記載する。

② 記載後、投票用紙を不在者投票用内封筒（様式4）に入れ、封をする。

③ 内封筒を不在者投票用外封筒（様式5）に入れ、封をする。

※ 点字投票の場合は、③の前に点字で外封筒の表面に氏名を記載する。

④ 外封筒の所定の欄に署名（自署）する（ゴム印等は不可）。

※ 選挙人が、署名を忘れたり、他人が選挙人の氏名を勝手に記載するとその投票は無効となる。

⑤ 不在者投票管理者に提出する。

◎代理投票

【代理投票ができる人】

心身の障がいのため、又は文字の読み書きができないため、自ら候補者の氏名等を書くことができない人。

※ 代理投票の事由がないと認めるときは、不在者投票管理者は立会人の意見を聞いて代理投票を拒否することができる。

【代理投票処理簿の記載】

代理投票をさせるときは、「代理投票処理簿（様式8）」を2部作成する。

2部のうち1部は各選挙人の名簿登録地の市区町村選管へ送付し、他の1部は、指定施設で保管する。

【代理投票の方法】

代理投票の補助者2人を選任（P. 5(2)参照）の上、次のとおり行う。

[代理記載の立会人]の立会いの下、[代理記載人]が、

① 選挙人が指示する候補者の氏名等（P. 8ウ①参照）を記載する。

※ 誘導にわたるような聞き方をしないこと。また、たとえそれが間違っても、指示されたとおり記載する。

② 選挙人に読み聞かせる。

※ ①、②については他人に聞こえないように行う（投票の秘密保持）。

③ 内封筒（様式4）に入れ、封をする（原則、選挙人自身が行うこと）。

④ 外封筒（様式5）に入れ、封をする（原則、選挙人自身が行うこと）。

※ ③、④についてはやむを得ず補助者等が行う場合は、必ず本人の面前で行う。

⑤ 外封筒の「投票者氏名」欄に当該選挙人の氏名を記載する。

※ 代理記載人の氏名は書かない。

【代理投票の仮投票】

代理投票の仮投票は次の場合に行う。

① 代理投票を拒否された選挙人に不服がある場合

② 代理投票をさせることについて立会人に異議がある場合

投票の方法は上記の代理投票と同じだが、最後に補助者の1人である代理記載人の氏名を外封筒左下段に「代理記載人〇〇」と記載しておく（様式5記載例参照）。

◎ベッドの上での投票

原則として、ベッドの上での投票はできないが、重病等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理の下で投票立会人の立会いがある場合に限りベッドの上で投票させることができる（投票の方法はP. 8ウ参照）。その場合、次のことに注意する。

① 投票の秘密保持には特に注意し、投票の取扱いは慎重にする。

② ベッドのある室内に選挙運動用ポスター等、選挙運動用文書図画を掲示することはできない。

エ 確認・受領

不在者投票管理者は、選挙人の署名（自署）が外封筒にはっきり書かれているかを確認し受領する（署名がない場合は、投票が無効となるので特に注意する。）。

5 選挙管理委員会への送致

不在者投票管理者は外封筒を受領した後は

① 外封筒の裏面に次のことを記載する（ゴム印でも可）。

- ・投票年月日
- ・投票場所
- ・不在者投票管理者の職、氏名

② 投票立会人に署名（自署）させる（ゴム印等は不可）。

以上の手続を終えた投票は、不在者投票送致用封筒（様式6）の例により作成した封筒に入れ、封をして選挙人の属する市区町村選挙管理委員会の委員長あてに送致する。その場合、次のことに注意すること。

- ・送致用封筒（様式6）に「不在者投票在中」と朱書きすること。
- ・不在者投票終了後、直ちに直接又は郵便等をもって送致すること。郵送により送致する場合は必ず特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）を使用してください。
- ・本人請求の場合は、不在者投票証明書も同封すること。
- ・誤って他の市区町村選管や県選管等に送致しないこと。
- ・手続を終えた投票は、選挙の当日、投票所の閉鎖時刻までに投票管理者のもとに届かなければ無効となってしまうので、余裕をもって手続を進めること。

※ 投票用紙等の返還について

投票用紙等の請求をしたが、その後何らかの事由により投票をしなかった選挙人がある場合は、その者の投票用紙等は、必ずその理由を付して選挙人の属する市区町村選管に返還すること。

未使用の投票用紙等は、他の選挙人が行った投票の送致と同時に返還して差し支えないが、指定施設から投票用紙等が返還されていなければ、退所（退院）した選挙人は投票所での投票（又は期日前投票）をすることができないので、退所（退院）者に係る投票用紙等の返還は速やかに行うこと。

また、不在者投票の提出後に死亡した者がいる場合は、当該選挙人の属する市区町村選管にその旨連絡すること。

6 不在者投票特別経費の請求

(1) 請求先

ア 福岡県知事に対して請求するもの

- ① 国政選挙（福岡県外の補欠選挙を除く）及び最高裁判所裁判官国民審査
※ 衆議院総選挙及び参議院通常選挙の場合は、他の都道府県の選挙人であっても、福岡県内の指定施設等は福岡県知事あてに請求できる。
- ② 福岡県の選挙（県知事選・県議選（補欠選挙含む））

請求先は、

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課 気付 福岡県知事あて
--

イ 他の都道府県知事に対して請求するもの

- ① 他の都道府県で行われる国政選挙（補欠選挙に限る）
- ② 他の都道府県の選挙（知事選・都道府県議選（補欠選挙含む））

ウ 市町村長に対して請求するもの

市町村の選挙（市町村長選及び市町村議選）

(2) 請求に必要な書類

ア 国の選挙、福岡県の選挙の場合（福岡県へ経費請求する場合）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・不在者投票特別経費請求書（様式9）・不在者投票者名簿（様式10）・外部立会人に報酬を支払った場合は4（P.14）の書類も必要 ※ 封筒に「不在者投票特別経費請求書在中」と記載すること。 |
|---|

イ 他の都道府県の選挙、市町村選挙等の場合（福岡県以外の自治体に請求する場合）

必要書類は当該都道府県選管、市町村選管に問い合わせる。

(3) 請求額

不在者投票をした選挙人

1人について

1,236円

（令和7年6月現在）

※ 金額は変更になる場合があるので、選挙の際に通知される額で請求すること（不明の場合は選管に問い合わせること）。

※ 投票用紙の交付を受けても、実際に投票しなかった選挙人については経費の請求はできない。

(4) 請求期限

請求期限については、その選挙の都度設定するが、原則として選挙終了後直ちに請求すること。

★注意★

- ・請求書（様式9）を書き損じた場合は改めて作り直すこと（訂正印は不可）。
- ・令和4年度以降の取扱いとして、福岡県知事に対して経費の請求をした後、県から債権者番号の記載された通知が送付されるので大事に保管すること（最初の発行から3年間使用しなければ失効となる。）。

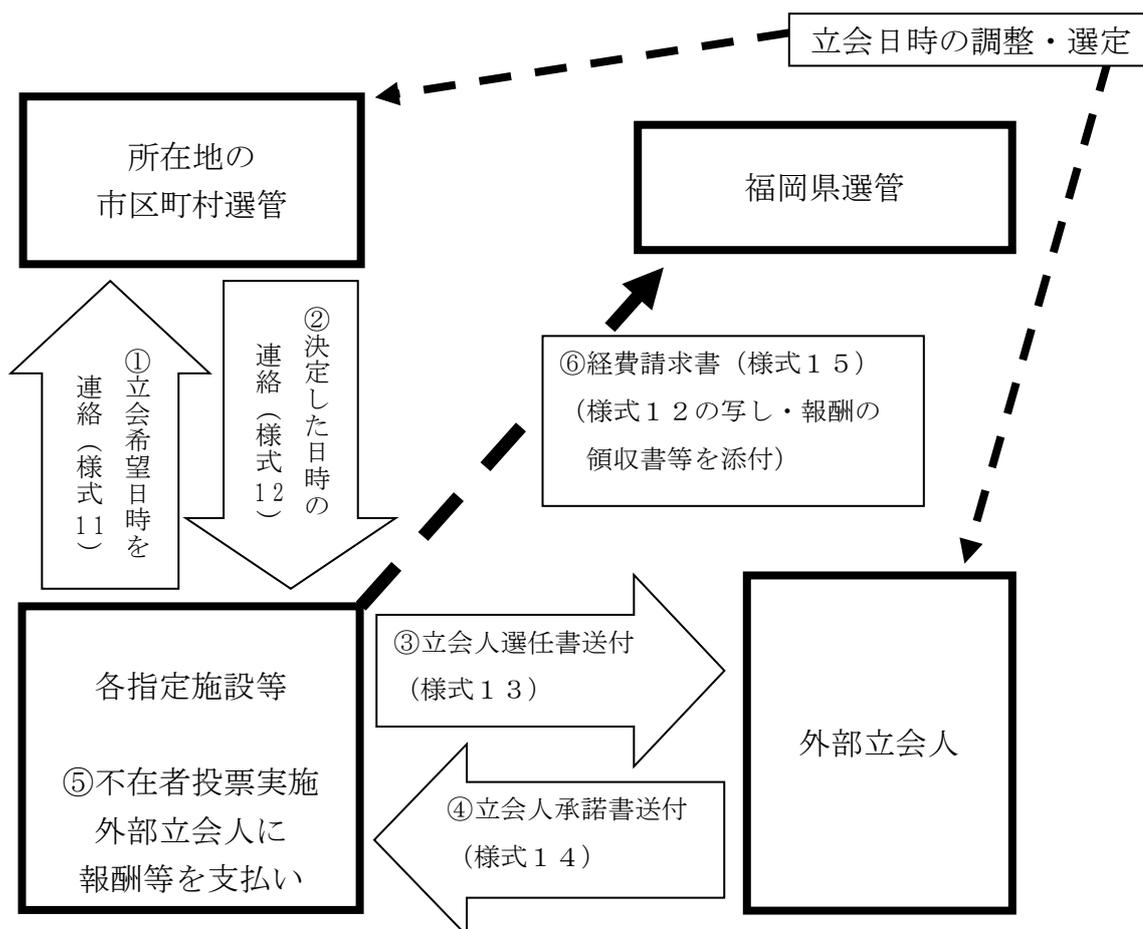
V. 外部立会人の選任について

不在者投票管理者は、市区町村選管が選定した者を投票に立ち合わせることでその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならない。

不在者投票を実施する際に、「不在者投票管理者が市区町村選管が選定した者を投票に立ち合わせるために要する経費」は、公費負担の対象となる（1日につき12,400円）。

※ 公費負担の対象となるには、一定の要件手続が必要

1 外部立会人の選任手続イメージ



※ 上記はあくまで例示であるので、具体的には、所在地の市区町村選管と詳細を打合せの上、手続を進めること。

- ① 指定施設等は、所在地の市区町村選管に、不在者投票を実施したい日時を、様式11により連絡する（FAX可）。

※ 日時によっては、要望に添えない場合がある。

- ② 市区町村選管から、様式12により、外部立会人の氏名及び立会日時を記載した通知文が送付される。
- ③ 指定施設等は、外部立会人に対し、「立会人選任書（様式13）」を郵送する。立会人選任書には、「立会人承諾書（様式14）」を同封すること。
- ④ 外部立会人から、「立会人承諾書（様式14）」を受領する。
- ⑤ 不在者投票を実施し、外部立会人に報酬及び交通費（以下「報酬等」という。）を支払う。
外部立会人に報酬等を支払う際は、外部立会人から報酬等の領収書等を受領することを忘れないようにすること。
なお、銀行振込により支払う場合は、振込依頼書を保存すること。
- ⑥ 不在者投票終了後、「不在者投票特別経費の請求」（P.11(1)）に記載の請求先に対し、外部立会人に係る報酬等を請求する。

2 外部立会人の選任に係る注意点

(1) 外部立会人が市区町村の職員である場合

外部立会人が市区町村の職員である場合は、報酬等を支払う必要はない。また、報酬等の請求を行うこともできない。

(2) 外部立会人が報酬等の受け取りを辞退した場合等

外部立会人が報酬等の受け取りを辞退した場合等、費用が発生しなかった場合は、報酬等の請求を行うことはできない。

(3) 指定施設等が独自に外部立会人を選定した場合

報酬等を請求できるのは、市区町村選管が選定した外部立会人を選任した場合のみであり、指定施設等が独自に外部立会人を選任した場合は、公費負担の対象とすることはできない。

3 外部立会人に支払う報酬等の計算方法

報酬等の合計額は、1日につき12,400円以内であり、立ち会った時間に応じて報酬等を支払うこと。

なお、銀行振込により報酬を支払った場合の振込手数料も、公費負担の対象となるが、報酬等と振込手数料を合計した結果、上限額を超えるような場合は、当該上限額を超えて請求することはできない。

(1) 1日の立会時間が7時間以下の場合

上限額＝12,400円×立会時間÷8.5（時間）

※1 立会時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げること。

※2 計算の際は、円未満を切り捨てること。

(2) 1日の立会時間が7時間を超える場合

上限額 = 12,400円

例	立会時間	計算方法及び報酬額
①	2時間	12,400円×2時間÷8.5 = 2,917円
②	3時間30分	12,400円×4時間÷8.5 = 5,835円
③	7時間30分	12,400円 (上限)

(3) 外部立会人の報酬に係る源泉徴収について

外部立会人への報酬等には、給与所得の源泉徴収税額票（日額表）の丙欄が適用されるため、9,300円以上の支払となる場合は、所得税を源泉徴収する必要がある。この際の領収書等には、源泉徴収を行った額が分かるように記載すること。

4 外部立会人の選任に係る経費の請求

請求に際し、「不在者投票特別経費の請求」（P.11(2)）に記載の必要書類に加えて以下の書類が必要となる。

①	様式15（報酬計算書）
②	様式12の写し（市区町村選管から送付された通知）
③	外部立会人から受領した領収書の写し（銀行振込により支払った場合は、振込依頼書の写し）

※ 「不在者投票者名簿（様式10）」の備考欄に、外部立会人の氏名を記載すること（様式10記載例参照。）。

VI.施設の名称変更、移転等に伴う届出について

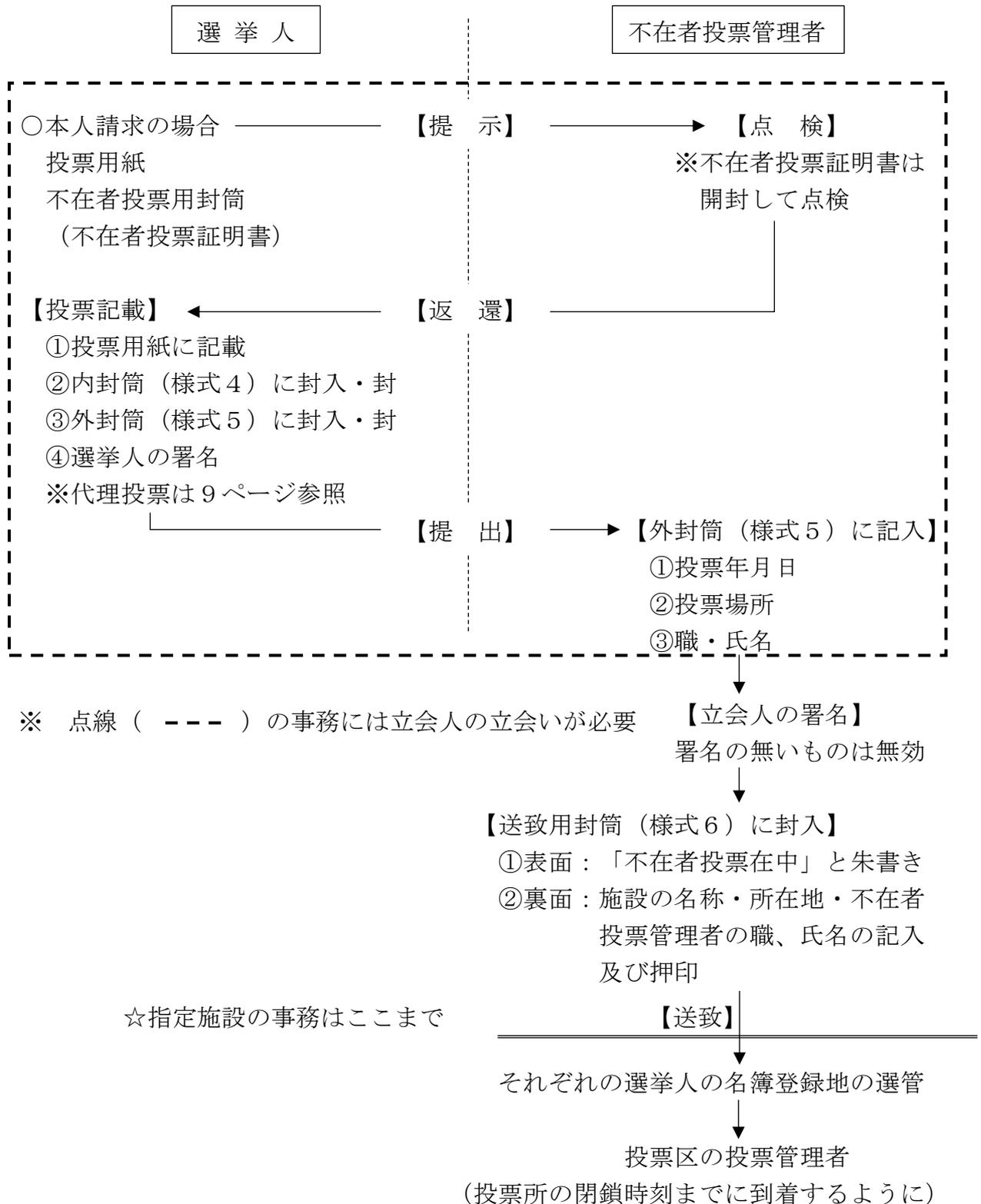
不在者投票のできる施設として指定を受けている病院等の名称、所在地等に変更があったときは、直ちに「変更届（様式16）」及び添付書類を県選挙管理委員会に提出すること。

【変更の際に提出する書類】

- ① 変更届（様式16）
- ② 変更内容が確認できる書類等の写し（できるだけ公的な書類）
例）名称等の変更：変更許可書の写し等
所在地の変更：登記簿の写し等
- ※ 施設の移転・改築を伴う場合は、さらに次のものを提出すること。
職員が現地調査を行う場合があります。
- ③ 施設の平面図（投票会場があるフロアのみで可）
- ④ 投票会場となる部屋の写真（数枚程度）
- ⑤ 施設の概要が分かる資料（パンフレット等）

※ 経営主体（法人等）が変更となる場合は、原則として、不在者投票のできる施設として新たに指定する必要があるので、速やかに県選管まで連絡すること。

VII. 不在者投票の方法（概略）



★注意★

投票用紙の紛失等の事故を未然に防ぐため、投票用紙等の請求～投票～送致は、計画的に行い、不必要に投票用紙等を施設の管理下に置かないこと。

VIII. 公職選挙法（抜粋）

公職選挙法第49条（不在者投票）第1項

前条（第48条の2）第1項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第42条（選挙人名簿又は在外選挙人名簿の登録と投票）第1項ただし書、第44条（投票所における投票）、第45条（投票用紙の交付及び様式）、第46条（投票の記載事項及び投函）第1項から第3項まで、第48条（代理投票）及び第50条（選挙人の確認及び投票の拒否）の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

公職選挙法第48条の2（期日前投票）第1項

選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第44条（投票所における投票）第1項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

- 1 職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。
- 2 用務（前号の総務省令で定めるものを除く。）又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。
- 3 疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、小年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。
- 4 交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。
- 5 その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。
- 6 天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

	福津市	福津市中央 1-1-1	811-3293	0940-43-8196
	うきは市	うきは市吉井町新治 316	839-1393	0943-75-4980
	宮若市	宮若市宮田 29-1	823-0011	0949-32-0514
	嘉麻市	嘉麻市岩崎 1180-1	820-0292	0948-42-7410
	朝倉市	朝倉市菩提寺 412-2	838-8601	0946-22-1114
	みやま市	みやま市瀬高町小川 5	835-8601	0944-64-1554
	糸島市	糸島市前原西 1-1-1	819-1192	092-332-2100
	那珂川市	那珂川市西隈 1-1-1	811-1292	092-408-9113
糟屋郡	宇美町	糟屋郡宇美町宇美 5-1-1	811-2192	092-932-1111
	篠栗町	糟屋郡篠栗町中央 1-1-1	811-2492	092-947-1306
	志免町	糟屋郡志免町志免中央 1-1-1	811-2292	092-935-1052
	須恵町	糟屋郡須恵町大字須恵 771	811-2193	092-932-1152
	新宮町	糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1	811-0192	092-963-1730
	久山町	糟屋郡久山町大字久原 3632	811-2592	092-976-1111
	粕屋町	糟屋郡粕屋町駕与丁 1-1-1	811-2392	092-938-0162
遠賀郡	芦屋町	遠賀郡芦屋町幸町 2-20	807-0198	093-223-3531
	水巻町	遠賀郡水巻町頃末北 1-1-1	807-8501	093-201-4321
	岡垣町	遠賀郡岡垣町野間 1-1-1	811-4233	093-282-1211
	遠賀町	遠賀郡遠賀町大字今古賀 513	811-4392	093-293-1234
鞍手郡	小竹町	鞍手郡小竹町大字勝野 3167-1	820-1103	0949-62-1212
	鞍手町	鞍手郡鞍手町大字小牧 2080-2	807-1392	0949-42-2111
嘉穂郡	桂川町	嘉穂郡桂川町大字土居 424-1	820-0696	0948-65-1100
朝倉郡	筑前町	朝倉郡筑前町篠隈 373	838-0298	0946-42-3111
	東峰村	朝倉郡東峰村大字宝珠山 6425	838-1792	0946-72-2311
三井郡	大刀洗町	三井郡大刀洗町大字富多 819	830-1298	0942-77-0171
三潞郡	大木町	三潞郡大木町大字八町牟田 255-1	830-0416	0944-32-1035
八女郡	広川町	八女郡広川町大字新代 1804-1	834-0115	0943-32-1255
田川郡	香春町	田川郡香春町大字高野 994	822-1492	0947-32-2511
	添田町	田川郡添田町大字添田 2151	824-0691	0947-82-1231
	糸田町	田川郡糸田町 1975-1	822-1392	0947-26-1231
	川崎町	田川郡川崎町大字田原 789-2	827-8501	0947-72-3000
	大任町	田川郡大任町大字大行事 3067	824-0512	0947-63-3000
	赤村	田川郡赤村大字内田 1188	824-0432	0947-62-3000
	福智町	田川郡福智町金田 937-2	822-1292	0947-22-0555
京都郡	荻田町	京都郡荻田町富久町 1-19-1	800-0392	093-434-1967
	みやこ町	京都郡みやこ町勝山上田 960	824-0892	0930-32-6004
築上郡	吉富町	築上郡吉富町大字広津 226-1	871-8585	0979-24-4071
	上毛町	築上郡上毛町大字垂水 1321-1	871-0992	0979-72-3111
	築上町	築上郡築上町大字椎田 891-2	829-0392	0930-56-0300

X. 様式集

不在者投票実施連絡票

令和 年 月 日

(市・区・町・村) 選挙管理委員会 御中

施設名

施設長名

令和 年 月 日執行の 選挙における不在者投票を当施設において下記のとおり執り行う予定ですので、別紙請求書により投票用紙及び投票用封筒の交付を申請します。

記

1 不在者投票予定日 ※ 公示（告示）日翌日から選挙期日前日まで	令和 年 月 日
2 投票用紙等送致（投函）予定日	令和 年 月 日
3 投票用紙等の送致方法	持参 ・ 郵送 (いずれかに○) <small>※郵送の場合、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）を使用してください（普通郵便は土日祝日の配達を実施していません）。</small>
4 貴市区町村に請求する投票用紙等の数	人分
5 施設電話番号	
6 緊急連絡先 ※ 施設営業時間外も連絡が取れる電話番号	
7 担当者名	

注意事項

- 1 投票用紙等は投票所を閉じる時刻までに各市区町村の選挙管理委員会を經由し所定の投票所の責任者に届く必要があるため、お早めに投票・送付くださるようお願いいたします。
- 2 投票用紙等を郵送により市区町村選挙管理委員会に送致する際は、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）を使用してください（普通郵便は土日祝日の配達を実施していません）。
- 3 投票予定日以降、市区町村選挙管理委員会から投票用紙等のポストへの投函の状況などについて電話でお尋ねする場合があります。
選挙期日の2日前時点で到着が確認できず、施設電話番号に電話が繋がらないときは、緊急連絡先に連絡させていただく場合があります。

不在者投票実施連絡票

令和〇年〇月〇日

博多区 選挙管理委員会 御中

施設名 特別養護老人ホーム明推園

施設長名 福岡 太郎

令和〇年〇月▲日執行の ○ ○ 選挙における不在者投票を当施設において下記のとおり執り行う予定ですので、別紙請求書により投票用紙及び投票用封筒の交付を申請します。

記

1 不在者投票予定日 ※ 公示（告示）日翌日から選挙期日前日まで	令和〇年〇月△日
2 投票用紙等送致（投函）予定日	令和〇年〇月■日
3 投票用紙等の送致方法	持参 ・ 郵送 （いずれかに○） <small>※郵送の場合、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）を使用してください（普通郵便は土日祝日の配達を実施していません）。</small>
4 貴市区町村に請求する投票用紙等の数	2 人分
5 施設電話番号	092-XXXX-XXXX
6 緊急連絡先 ※ 施設営業時間外も連絡が取れる電話番号	092-XXXX-□□□□
7 担当者名	福岡 次郎

注意事項

- 投票用紙等は投票所を閉じる時刻までに各市区町村の選挙管理委員会を經由し所定の投票所の責任者に届く必要があるため、お早めに投票・送付くださるようお願いいたします。
- 投票用紙等を郵送により市区町村選挙管理委員会に送致する際は、特定封筒郵便物の交付記録郵便（いわゆるレターパックプラス）を使用してください（普通郵便は土日祝日の配達を実施していません）。
- 投票予定日以降、市区町村選挙管理委員会から投票用紙等のポストへの投函の状況などについて電話でお尋ねする場合があります。
選挙期日の2日前時点で到着が確認できず、施設電話番号に電話が繋がらないときは、緊急連絡先に連絡させていただく場合があります。

(様式2) ※この様式は、変更になる場合があります。また、市町村によって使用する様式が異なる場合があります。

投票用紙等請求書

投票区	票名	名番	簿号	整理番号	フリガナ 選挙人氏名	選挙人名簿に記載されている住所	生年月日	歩行可能 困難の別	備考
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字
							明大昭平 年月日	困難 可能	引続居住 点字

上記の選挙人は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、当施設に入院又は入所中のため、当施設において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、上記の選挙人に代わって、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和 年 月 日
住 所
施 設 名
職・氏名

福岡県 (市区町村) 選挙管理委員会委員長 殿

- 備考 1 太枠内は記入不要。
 2 選挙人から令第50条第3項の申立て（点字投票をしたい旨）の依頼があった場合は、備考欄の「点字」を○で囲むこと。
 3 福岡県の議会の議員又は長の選挙において、令第50条第5項の申請（引き続き福岡県内に住所を有することの確認の申請）をする場合は、備考欄の「引続居住」を○で囲むこと。

※ この欄は、記入しないでください。（選挙管理委員会使用欄）

区分	投票区	名簿番号	整理番号
期・不			

期日前投票宣誓書 兼 不在者投票請求書・宣誓書

私は、令和 年 月 日執行の 選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

以下は、真実であることを誓います。

令和 年 月 日

現住所	〒		
フリガナ		電話	(不在者投票の場合のみ記入してください。)
氏名			
生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月 日生
選挙人名簿に記載されている住所	(現住所と異なる場合のみ記入してください。) 〒		

<期日前投票・不在者投票事由>

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疫病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

<不在者投票請求> 上記のため投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

_____ 選挙管理委員会委員長 殿

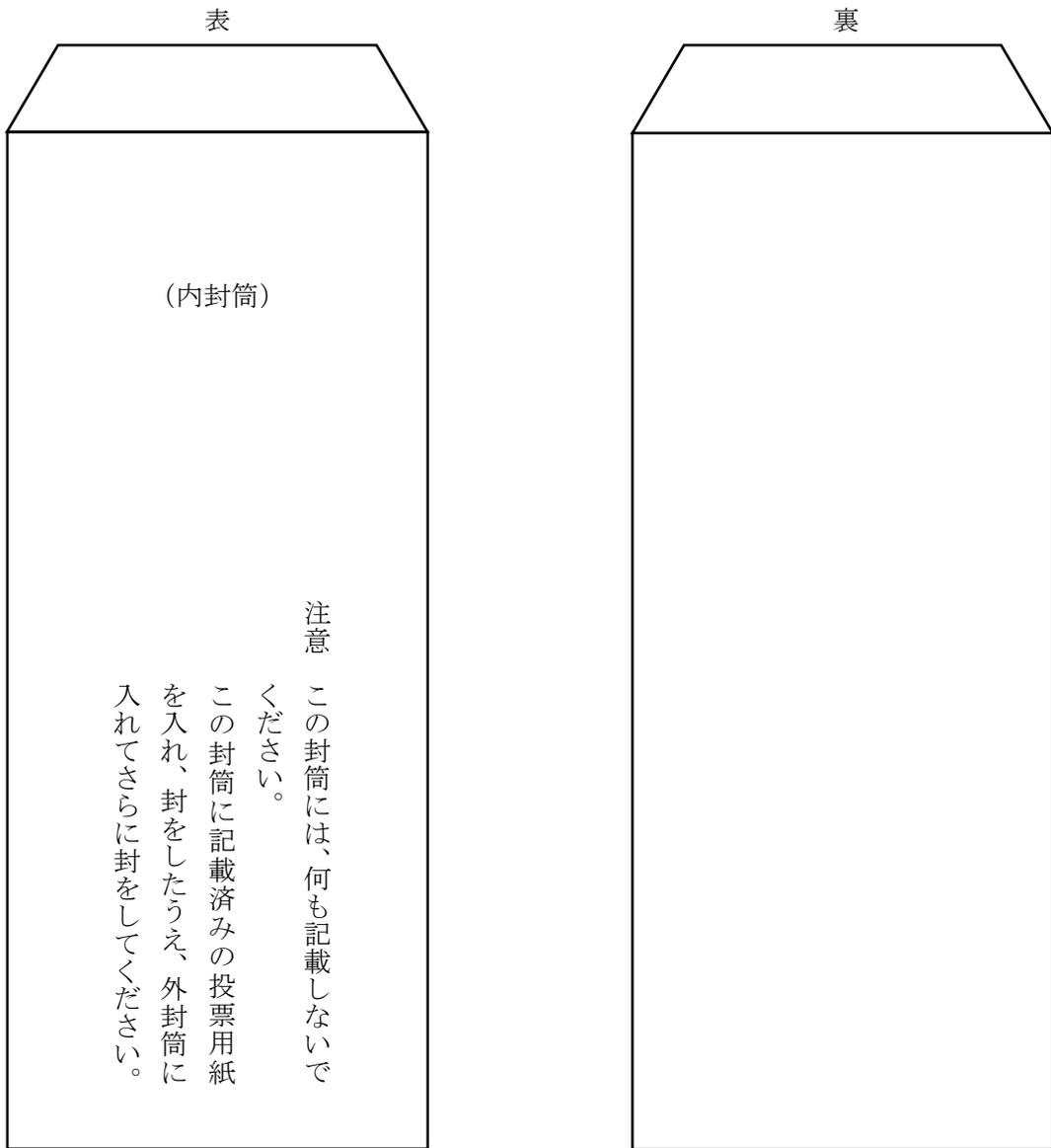
本市区町村以外の市区町村又は指定病院等で不在者投票を行う場合は、次の1又は2のいずれかに○を付して、具体的に記載してください。

1	本市区町村以外（市区町村名： _____）
2	指定病院等（施設の名称： _____）

(様式4)

投票用内封筒（不在者投票）

※封筒の大きさは実際のものとは異なります。



(様式5)

投票用外封筒（不在者投票）

※封筒の大きさは実際のものとは異なります。

表			裏		
○○○○○選挙 不在者投票 (外封筒)			投票年月日 令和 年 月 日 投票場所 不在者投票管理者		
注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。	選挙管理 委員会印	□在外選挙人の投票に使用 在外選挙人の氏名（ ）	立会人		
	投票者氏名		交付市区町村名 交付年月日 令和 年 月 日 船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名		
(選挙管理委員会使用欄)					
市区町村	投	番			
氏名		男・女			
整理	番				

(様式5)

記載例

投票用外封筒（不在者投票）

※封筒の大きさは実際のものとは異なります。

表

○○○○○選挙
不在者投票
(外封筒)

選挙管理
委員会印

投票者氏名
佐賀 四郎

□在外選挙人の投票に使用
在外選挙人の氏名（ ）

注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

市区町村	投	番
氏名		男・女
整理番		号該当

裏

投票年月日 令和○年○月△日

投票場所 **特別養護老人ホーム明推園**

不在者投票管理者 **施設長 福岡 一郎**

立会人 **選管 太郎**

交付市区町村名 **福岡市博多区**

交付年月日 令和○年○月×日

船員が登録されている選挙人名簿の属する市区町村名

※必ず署名(自署)すること。ゴム印等を押すことはできない。

※選挙人が署名(自署)すること。代理投票の場合は代理記載人が選挙人に代わって選挙人の氏名を記載すること。

※代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人がその氏名を記載すること。

スタンプ・ゴム印でも可。
※何々病院(老人ホーム等)と明瞭に記載すること。

スタンプ・ゴム印でも可。
※職名・氏名を記入すること。

この欄は市区町村選管が記入するため投票者は記入不要。

(様式6)

記載例

不在者投票送致用封筒

土日祝も配達しており、追跡可能で
対面で受け渡しがあるレターパック
プラス望ましい。

812-8512

レターパック
プラス

To

福岡県福岡市博多区博多駅前
2-8-1 博多区役所内
博多区選挙管理委員会 様

From

812-8577
福岡県福岡市博多区東公園 1-1
特別養護老人ホーム明推園
施設長 福岡 一郎 様

不在者投票在中

朱書きすること。

(様式7)

不在者投票証明書

選挙人の氏名	
選挙人の生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日生
投票をしようとする 病院、老人ホーム その他の施設の名称	都道 市 区 府県 郡 町村 <hr/> (施設の名称)
その他の事項	(本人であるかどうかの認定について参考となるべき事項があるときは、これを記載すること。)
選挙	令和 年 月 日執行 選挙

上記のとおり証明する。

令和 年 月 日

福岡県_____選挙管理委員会委員長

印

(様式8)

代 理 投 票 处 理 簿

病院 (老人ホームその他の施設) の所在地
 病院 (老人ホームその他の施設) の名称

一連 番号	代理投票申請 選挙人氏名	代理投票の 事由	補助者の選任につい て意見を聴かれた旨 の投票立会人認印欄	代理記載した 立会補助者氏名	立会補助者氏名	いたした 補助者との認 印欄	代理投票の 期日	備考
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	

注1 備考欄には、代理投票の仮投票があればその旨を記載し、その事由も併記すること。
 2 この様式は、選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会に1部送付し、1部は保管すること。(男 人・女 人)

(様式8)

記載例

代理投票処理簿

病院（老人ホームその他の施設）の所在地
福岡市博多区東公園7番7号
特別養護老人ホーム明推園

一連番号	代理投票申請選挙人氏名	代理投票の事由	補助者の選任について意見を聴かれた旨の投票立会人認印欄	代理記載した補助者氏名	立会いした補助者氏名	補助者と決定した旨の投票管理者認印欄	代理投票の期日	備考
1	佐賀 四郎	両手不自由のため	選	熊本 三郎	宮崎 桜子	福	〇月 △日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	
							月 日	

注1 備考欄には、代理投票の仮投票があればその旨を記載し、その事由も併記すること。
 2 この様式は、選挙人の属する市区町村の選挙管理委員会に1部送付し、1部は保管すること。(男 1人・女 1人)

債権者
番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

不在者投票特別経費請求書

福岡県知事 殿

金 円 (①+②)

ただし、令和 年 月 日執行の 選挙における
不在者投票特別経費として
(内訳)

① 郵送料等経費	別紙不在者投票者名簿のとおり		人分		円
----------	----------------	--	----	--	---

投票者1人あたり 1,236円 ※実際に投票した人数分のみ請求すること。

② 外部立会人報酬	別紙外部立会人報酬計算書のとおり				円
-----------	------------------	--	--	--	---

市区町村から選任・派遣された外部立会人に報酬等を支払った場合のみ請求すること。

上記のとおり請求します。なお、請求金額は、次の口座に振り込み願います。

令和 年 月 日 (担当者名: TEL: - -)

※この連絡先は県と施設の担当者間のやり取りのみに使用します。

施設 (病院) 所在地

フリガナ
施設 (病院) の正式名称

施設の長 (院長) の職・氏名
(※ 理事長名は不可)

振込先については、下記の欄に記入すること。

振込先	銀行	<input type="checkbox"/> 信金	<input type="checkbox"/> 農協	支店
		<input type="checkbox"/> 信組	<input type="checkbox"/> その他	
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通預金	<input type="checkbox"/> 貯蓄	口座番号	右づめで御記入ください
	<input type="checkbox"/> 当座預金	<input type="checkbox"/> その他		
フリガナ				
口座名義人				

- ※
- 1 「不在者投票者名簿」を添付すること。
 - 2 書き損じた場合は、改めて作り直すこと (訂正印は不可)。
 - 3 振込先の口座は、施設の長 (院長) が口座名義人でない口座でも可。
 - 4 外部立会人の経費請求を行う場合は、「外部立会人報酬計算書」、市区町村選管が発行した選定通知の写し及び報酬の支払いに係る領収書又は振込依頼書等の写しを添付すること。
 - 5 振込先の債権者番号が分かる場合は、請求書右上の「債権者番号」欄に記入すること。

不在者投票特別経費請求書

福岡県知事 殿

金 円 (①+②)

ただし、令和 ○年 ○月 ▲日執行の ○ ○ 選挙における不在者投票特別経費として (内訳) 施設での投票日ではない

① 郵送料等経費	別紙不在者投票者名簿のとおり		人分		円
----------	----------------	--	----	--	---

投票者 1 人あたり 1,236 円 ※実際に投票した人数分のみ請求すること。

② 外部立会人報酬	別紙外部立会人報酬計算書のとおり				円
-----------	------------------	--	--	--	---

市区町村から選任・派遣された外部立会人に報酬等を支払った場合のみ請求すること。

上記のとおり請求します。なお、請求金額は、次の口座に振り込み願います。

令和○年○月◇日

(担当者名：福岡 次郎 TEL：092-643-3077)

※この連絡先は県と施設の担当者間のやり取りのみに使用します。

施設（病院）所在地 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

フリガナ
施設（病院）の正式名称トクベツヨウゴロウジンホームメイスイエン
特別養護老人ホーム明推園

施設の長（院長）の職・氏名

施設長 福岡 一郎

(※ 理事長名は不可)

- ・施設名は正式名称を記入
 - ・フリガナを必ず記載すること
 - ・名称に法人名が入っているときは法人名も併記
- (例：○○法人××病院)

振込先については、下記の欄に記入すること。

振込先	○ ○	銀行	<input type="checkbox"/> 信金 <input type="checkbox"/> 農協	○ ○	支店
			<input type="checkbox"/> 信組 <input type="checkbox"/> その他		
預金種別	<input checked="" type="checkbox"/> 普通預金 <input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座預金 <input type="checkbox"/> その他	口座番号	○ ○ ○ ○ ○ ○	右づめで御記入ください
フリガナ	トクベツヨウゴロウジンホームメイスイエン シセツチョウ フクオカ イチロウ				
口座名義人	特別養護老人ホーム明推園 施設長 福岡 一郎				

- ※ 1 「不在者投票者名簿」を添付すること。
- 2 書き損じた場合は、改めて作り直すこと（訂正印は不可）。
- 3 振込先の口座は、施設の長（院長）が口座名義人でない口座でも可。
- 4 外部立会人の経費請求を行う場合は、「外部立会人報酬計算書」、市区町村選管が発行した選定通知の写し及び報酬の支払いに係る領収書又は振込依頼書等の写しを添付すること。
- 5 振込先の債権者番号が分かる場合は、債権者右上の「債権者番号」欄に記入すること。

不在者投票者名簿

特別養護老人ホーム明推園

(注) 不在者投票特別経費請求書に添付してください。

施設(病院)の名称

(ア) 整理 番号	(イ) 選挙人氏名	(ウ) 投票用紙等 請求先	(エ) 投票用紙等 請求日	(オ) 投票用紙等 受領日	(カ) 投票日	(キ) 投票用紙等 送致日	(ク) 備考
		市区町村名	年月日	年月日	年月日	年月日	
【例1】外部立会人による立会を行った場合。外部立会人氏名を備考欄に記入すること。							
1	甲田 花子	門司区	R7.〇.〇	R7.〇.〇	R7.〇.〇	R7.〇.〇	選管 太郎
【例2】代理投票を行い、かつ、外部立会人による立会を行った場合。							
2	乙村 一郎	東区	〃	〃	〃	〃	代理投票 選管 太郎
【例3】退所のため投票しなかった場合。投票日に斜線を引き、投票用紙等の返還日を記入。							
3	丙山 二郎	直方市	〃	〃	/	〃	退所のため返還
【例4】代理投票を行った場合。代理投票補助者の氏名は備考欄に記入する必要はない。							
4	丁野 三郎	宇美町	〃	〃	R7.〇.〇	R7.〇.〇	代理投票
1	佐賀 四郎	博多区	〇.〇.〇	〇.〇.×	〇.〇.△	〇.〇.■	代理投票 選管 太郎
2	沖縄 五郎	〃	〃	〃	〃	〃	選管 太郎
3	鹿児島 六郎	八幡西区	〃	〃	〃	〃	選管 太郎
4	大分 二郎	直方市	〃	〃	/	〃	退所のため返還
5	広島 三郎	久山町	〃	〃	〇.〇.□	〃	選挙 次郎
【不在者投票者名簿記載例】 不在者投票を2日間実施し、 令和〇年〇月△日に外部立会人として「選管太郎」が立ち会い、 令和〇年〇月□日に外部立会人として「選挙次郎」が立ち会った場合							
2枚以上ある場合は、最後の頁のみ記載。 実際に不在者投票を行った選挙人の合計（上の例の場合は3人）。 → 投票者数 4人							

※ 備考欄には、「代理投票」、「退院のため返還」などを記載すること。

※ 外部立会人による立会を行った選挙人については、備考欄に立会を行った立会人氏名を記載すること。

令和 年 月 日

_____選挙管理委員会 あて
(施設名)

(施設長職氏名)

外部立会人の選定について (依頼)

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついでには、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時

	希望日	希望時刻
第1希望日時	令和 年 月 日 ()	: ~ :
第2希望日時	令和 年 月 日 ()	: ~ :
第3希望日時	令和 年 月 日 ()	: ~ :
第4希望日時	令和 年 月 日 ()	: ~ :

上記のうち、不在者投票を____日間実施する予定ですので、____名の立会人の選定をお願いします。

場 所 :

施 設 名 :

担 当 者 :

電 話 :

F A X :

記 載 例

令和〇年〇月〇日

博多区選挙管理委員会 あて

特別養護老人ホーム明推園 施設長 福岡 一郎

外部立会人の選定について（依頼）

当方においては、下記のとおり、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第49条第1項の規定に基づき、不在者投票を行う予定ですので、ついでには、同条第10項の規定に基づく立会人の選定をお願いいたします。

記

日 時

	希望日	希望時刻
第1希望日時	令和〇年〇月◆日（月）	9:00 ～ 11:00
第2希望日時	令和〇年〇月△日（水）	13:00 ～ 15:00
第3希望日時	令和〇年〇月×日（火）	14:00 ～ 16:00
第4希望日時	令和〇年〇月□日（木）	14:00 ～ 16:00

上記のうち、不在者投票を**2**日間実施する予定ですので、**2**名の立会人の選定をお願いします。

場 所：**福岡市博多区東公園7番7号**

施 設 名：**特別養護老人ホーム明推園**

担 当 者：**福岡 次郎**

電 話：**092-XXXX-XXXX**

F A X：**092-XXXX-□□□□**

参 考 例

令和〇年〇月〇日

特別養護老人ホーム明推園 施設長 福岡 一郎 様

博多区選挙管理委員会

外部立会人の選定について（通知）

貴施設における不在者投票において、下記のとおり、外部立会人を選定しましたので、通知します。

記

立会人の氏名	選 管 太 郎
(ふりがな)	せんかん たろう

立会日時：令和〇年〇月△日（水） **13:00** ～ **15:00**

この様式は市区町村選挙管理委員会が作成するため、実際に送付されるものとは異なる場合があります。

令和 年 月 日

立会人選任書

_____殿

(施設名)

(施設長職氏名)

【署名又は記名押印】

あなたを、下記のとおり、令和____年____月____日執行_____選挙
について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の____分前までに_____に、
おいでください。

また、別紙「立会人承諾書」に、御住所及び電話番号を御記入いただき、記
名及び捺印の上当方まで御返送いただきますようお願いいたします。

記

立会日時：令和 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

担 当 者：

電 話：

F A X：

記載例

令和〇年〇月〇日

立会人選任書

選管 太郎 殿

(施設名) **特別養護老人ホーム明推園**

(施設長職氏名) 施設長 **福岡 一郎** 【署名又は記名押印】

あなたを、下記のとおり、令和〇年〇月▲日執行 ○ ○ 選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人に選任します。

なお、当日は、立会開始時刻の●●分前までに特別養護老人ホーム明推園に、おいでください。

また、別紙「立会人承諾書」に、御住所及び電話番号を御記入いただき、記名及び捺印の上当方まで御返送いただきますようお願いいたします。

記

立会日時：令和〇年〇月△日 (水) **13:00** ~ **15:00**

不在者投票の実施場所：**福岡市博多区東公園7番7号**
特別養護老人ホーム明推園 大会議室

担当者：**福岡 次郎**

電話：**092-xxxx-xxxx**

F A X：**092-xxxx-□□□□**

令和 年 月 日

立会人承諾書

(施設名)

(施設長職氏名)

_____ えて

(住 所)

(電話番号)

(氏名(自署))

下記のとおり、令和____年____月____日執行_____選挙について、指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：令和 年 月 日 () : ~ :

不在者投票の実施場所：

記 載 例

令和〇年〇月〇日

立 会 人 承 諾 書

(施設名)

(施設長職氏名)

特別養護老人ホーム明推園 施設長 福岡 一郎 あて

(住 所)

(電話番号)

(氏名(自署))

下記のとおり、令和〇年〇月▲日執行 ○ ○ 選挙について、
指定病院等における不在者投票の立会人となるべきことを承諾します。

記

立会日時：令和〇年〇月△日 (水) 13:00 ~ 15:00

不在者投票の実施場所：福岡市博多区東公園7番7号
特別養護老人ホーム明推園 大会議室

下線部分については、指定施設等で記載の上、外部立会人に
送付することが望ましいと考えられます。

外部立会人報酬計算書

この様式は、立会人ごと立会日ごとに別用紙で作成してください。

1 不在者投票立会の実績

立会人氏名	
立会場所	
立会日時	令和 年 月 日 : ~ : (うち休憩 分)

2 従事時間の計算

〈立ち会った時間〉	時間 分	→	時間 (切り上げ後)
-----------	------	---	------------

※ 立ち会った時間から休憩時間を除き、1時間未満の端数を切り上げる

【例】12:30~14:20 (休憩時間30分) の場合

〈立ち会った時間〉1時間20分→2時間 (切り上げ後)

3 実際に支払った金額

円 (うち報酬及び交通費 円、振込手数料 円)

※ 振込手数料がかかった場合は、上限額の範囲内で県に経費請求ができますので、振込明細書等の写しを添付してください。

4 経費請求額

円 (この金額 (複数ある場合は合算額) を不在者投票特別経費請求書に記入してください。)			
県から支払うことができる経費は、以下のとおり上限があります。 実際に支払った金額が上限額を超える場合は、上限額まで県に請求できます。			
1時間	1,458円	5時間	7,294円
2時間	2,917円	6時間	8,752円
3時間	4,376円	7時間	10,211円
4時間	5,835円	7時間を超える場合	12,400円

令和 年 月 日執行の 選挙における不在者投票立会人に係る経費を、上記のとおり報告します。

令和 年 月 日

施設 (病院) の正式名称

施設の長 (院長) の職・氏名

※ 市区町村選挙管理委員会から送付された外部立会人に係る選定通知の写し、謝金領収書又は振込書等の写しとともに、不在者投票特別経費請求書に添付してください。

外部立会人報酬計算書

この様式は、立会人ごと立会日ごとに別用紙で作成してください。

1 不在者投票立会の実績

立会人氏名	選管 太郎
立会場所	特別養護老人ホーム明推園内
立会日時	令和 ○年 ○月 △日 13:00 ~ 14:45 (うち休憩 30分)

2 従事時間の計算

〈立ち会った時間〉	1時間15分	→	2時間(切り上げ後)
-----------	--------	---	------------

※ 立ち会った時間から休憩時間を除き、1時間未満の端数を切り上げる

【例】12:30~14:20(休憩時間30分)の場合

〈立ち会った時間〉1時間20分→2時間(切り上げ後)

3 実際に支払った金額

2,917円 (うち報酬及び交通費 2,564円、振込手数料 0円)

※ 振込手数料がかかった場合は、上限額の範囲内で県に経費請求ができますので、振込明細書等の写しを添付してください。

4 経費請求額

2,917円 (この金額(複数ある場合は合算額)を不在者投票特別経費請求書に記入してください。)			
県から支払うことができる経費は、以下のとおり上限があります。 実際に支払った金額が上限額を超える場合は、上限額まで県に請求できます。			
1時間	1,458円	5時間	7,294円
2時間	2,917円	6時間	8,752円
3時間	4,376円	7時間	10,211円
4時間	5,835円	7時間を超える場合	12,400円

令和○年○月▲日執行の ○ ○ 選挙における不在者投票立会人に係る経費を、上記のとおり報告します。

令和○年○月◇日

施設(病院)の正式名称 **特別養護老人ホーム明推園**

施設の長(院長)の職・氏名 **施設長 福岡 一郎**

※ 市区町村選挙管理委員会から送付された外部立会人に係る選定通知の写し、謝金領収書又は振込書等の写しとともに、不在者投票特別経費請求書に添付してください。

外部立会人報酬計算書

この様式は、立会人ごと立会日ごとに別用紙で作成してください。

1 不在者投票立会の実績

立会人氏名	選挙 次郎
立会場所	特別養護老人ホーム明推園内
立会日時	令和 ○年 ○月 □日 14:00 ~ 14:30 (うち休憩 0分)

2 従事時間の計算

〈立ち会った時間〉	0時間30分	→	1時間(切り上げ後)
-----------	--------	---	------------

※ 立ち会った時間から休憩時間を除き、1時間未満の端数を切り上げる

【例】12:30~14:20(休憩時間30分)の場合

〈立ち会った時間〉1時間20分→2時間(切り上げ後)

3 実際に支払った金額

1,513円 (うち報酬及び交通費 1,458円、振込手数料 55円)

※ 振込手数料がかかった場合は、上限額の範囲内で県に経費請求ができますので、振込明細書等の写しを添付してください。

4 経費請求額

1,458円 (この金額(複数ある場合は合算額)を不在者投票特別経費請求書に記入してください。)			
県から支払うことができる経費は、以下のとおり上限があります。 実際に支払った金額が上限額を超える場合は、上限額まで県に請求できます。			
1時間	1,458円	5時間	7,294円
2時間	2,917円	6時間	8,752円
3時間	4,376円	7時間	10,211円
4時間	5,835円	7時間を超える場合	12,400円

令和○年○月▲日執行の ○ ○ 選挙における不在者投票立会人に係る経費を、上記のとおり報告します。

令和○年○月◇日

施設(病院)の正式名称 **特別養護老人ホーム明推園**

施設の長(院長)の職・氏名 **施設長 福岡 一郎**

※ 市区町村選挙管理委員会から送付された外部立会人に係る選定通知の写し、謝金領収書又は振込書等の写しとともに、不在者投票特別経費請求書に添付してください。

(様式16)

令和 年 月 日

福岡県選挙管理委員会委員長 殿

病院等の名称

病院等の長の氏名

不在者投票を行うことができる施設の名称又は所在地の変更について

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定を受けていますが、当該病院等の名称又は所在地を下記のとおり変更したので通知します。

記

	新	旧
法人の名称		
病院等の名称※		
郵便番号	〒 —	〒 —
所在地※		
電話番号		

※は、告示事項です。

